

あん摩マッサージ指圧に係る療養費の概要

あん摩マッサージ指圧については、保険医療機関内で理学療法の一環として行われた場合に現物給付（療養の給付）の対象としているほか、以下のとおり医師の同意の下に保険医療機関外（施術所）で行われた場合にも療養費払いの対象としている。（償還払い）

1 受給要件

(1) 対象疾病

主として、筋麻痺、関節拘縮等に対するもの。

(2) 医師の同意

療養費の請求には、医師の同意が必要。

往療を行われた場合は、別途往療の必要性に関する医師の同意が必要。

2 支給期間

特に制限なし。

3 支給基準

(1) マッサージを行った場合

1 局所につき 260 円

(2) 温罨法を併施した場合

1 回につき 70 円加算

（電気光線器具を併せて使用した場合には100円）

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1 肢につき 535 円

(4) 往療料 1,860 円

（往療距離が片道2kmを超え8kmまでの場合は2km毎に800円を加算、8kmを超えた場合は、一律に2,400円を加算）

4 請求件数等（平成21年度推計）

○ 件数 約 156 万件

○ 金額 約 459 億円（対前年度伸び率 22.7%）

（参考1）往療料割合 64.1%（平成21年10月サンプル調査）

（参考2）就業あん摩マッサージ指圧師数（平成22年12月末）

約105千人

あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の算定について

○マッサージ 1局所につき 260円

※局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 70円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 100円加算

○変形徒手矯正術 1肢につき 535円

※対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 1, 860円(2km超の往療距離の加算あり)

はり・きゆうに係る療養費の概要

はり・きゆうの施術については、医師の同意の下に行われた場合に療養費払いの対象としている。(償還払い)

1 受給要件

保険医療機関における療養の給付を受けても医師による適当な治療手段のない場合であって、はり・きゆうの施術による効果が期待できるもの。

(1) 対象疾患

慢性病で医師の適当な治療手段のないもの。

①主として、神経痛、リウマチ

②類似疾患(頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等)

(2) 医師の同意

療養費の請求には、医師の同意が必要。

2 支給期間

特に制限なし

3 支給基準

(1) はり又はきゆうのいずれか1つのみ

初検料 1,405円

施術料 1回 1,195円

(2) はり・きゆうの併用

初検料 1,455円

施術料 1回 1,495円

(3) 電気針又は電気温灸器及び電気光線器具を併施した場合

1回 30円加算

(4) 往療料

1,860円

(往療距離が片道2kmを超え8kmまでの場合は2km毎に800円を加算、8kmを超えた場合は、一律に2,400円を加算)

4 請求件数等(平成21年度推計)

○ 件数 約 216万件

○ 金額 約 293億円 (対前年度伸び率 9.7%)

(参考1) 疾患別支給額割合(平成21年10月サンプル調査)

神経痛	25.1%	リウマチ	0.9%	腰痛	40.4%
五十肩	4.9%	頸腕症候群	21.3%	頸椎捻挫後遺症	2.1%
その他	5.3%				

(参考2) 就業はり師・きゆう師数(平成22年12月末)

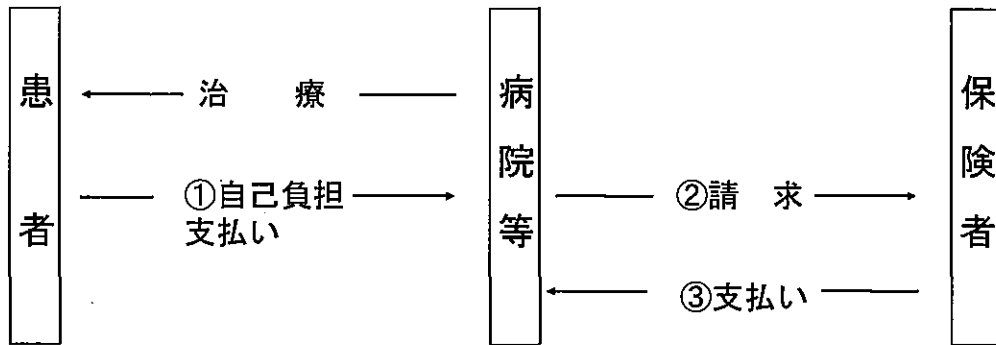
はり師 約92千人 きゆう師 約91千人

はり師、きゅう師の施術に係る療養費の算定について

初回	2回目以降
<p>○初検料</p> <p>①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,405円</p> <p>②2術(はり、きゅう併用)の場合 1,455円</p>	
<p>○施術料</p> <p>①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,195円</p> <p>②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,495円</p> <p>○電療料</p> <p>・電気針、電気温灸気又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算</p>	
<p>○往療料 1,860円(2km超の往療距離の加算あり)</p>	

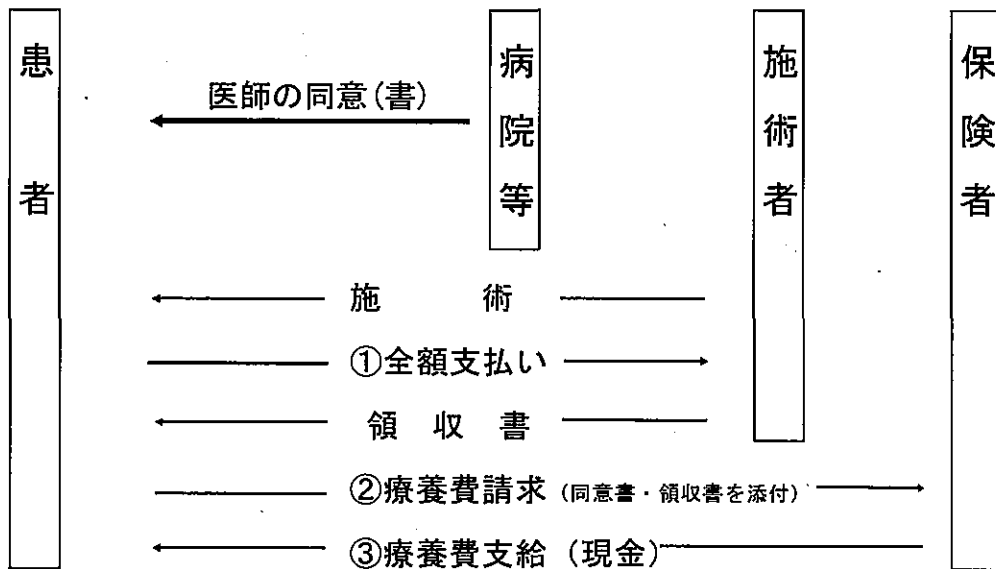
保険給付の支給の仕組み

1 保険医療機関等の療養の給付

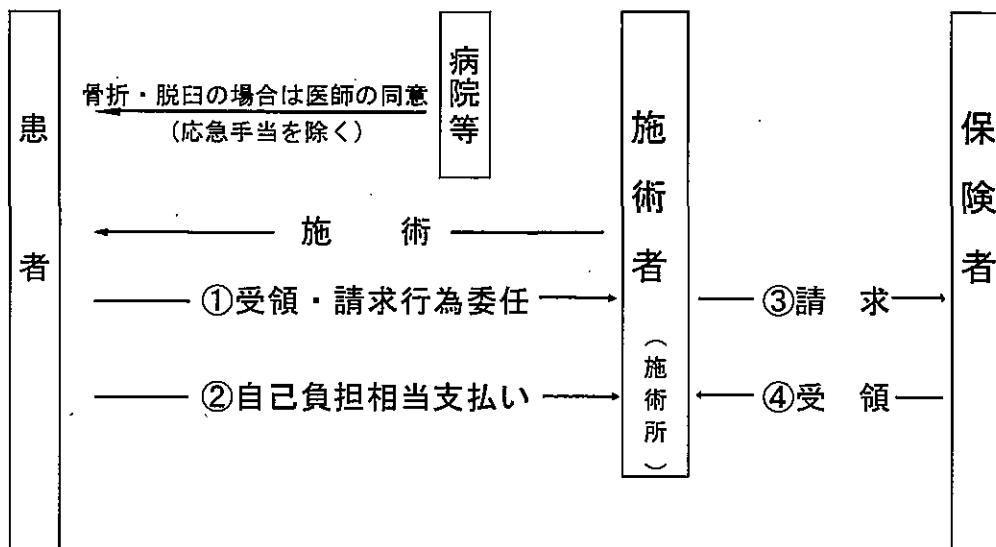


2 療養費

(1) はり、きゆう、マッサージ等の療養費払い



(2) 柔道整復の受領委任払い



柔道整復、はり・きゆう、あん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の推移(推計)

(金額：億円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国民医療費	321,111	331,289	331,276	341,360	348,084	360,067	374,000
対前年度伸び率	1.8%	3.2%	-0.0%	3.0%	2.0%	3.4%	3.9%
柔道整復	3,370	3,493	3,630	3,830	3,933	4,023	4,075
対前年度伸び率		3.6%	3.9%	5.5%	2.7%	2.3%	1.3%
はり・きゆう	162	191	221	247	267	293	317
対前年度伸び率		17.9%	15.7%	11.8%	8.1%	9.7%	8.2%
マッサージ	215	250	294	339	374	459	517
対前年度伸び率		16.3%	17.6%	15.3%	10.3%	22.7%	12.6%

(注1) 厚生労働省保険局医療課とりまとめの推計

(注2) 平成22年度の国民医療費については、平成21年度の国民医療費に平成22年度のMEDIASの医療費(概算医療費)の対前年度伸び率を乗じて推計。

(注3) 柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の療養費の算出について

- ・平成22年度の柔道整復、はり・きゆう、マッサージについては、全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合、については給付費の速報値等を基に推計し、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。
 - ・平成21年度以前の全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年9月以前は政府管掌健康保険)、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合、については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。
- なお、平成19年度以前の健康保険組合及び国民健康保険については、柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計が無いため、健康保険組合については、療養費総額の実績値に政府管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計、国民健康保険については、療養費総額の実績値に標本調査に得られた国民健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じて推計。
- ・また、平成21年度以前の船員保険、共済組合については、柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計が無いため、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

議論の整理(抜粋)

平成23年12月6日
社会保障審議会医療保険部会

社会保障審議会医療保険部会は、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定。以下「成案」という。)を受けて、本年7月21日以降、成案の具体化に向けて審議を重ねてきた。以下、当部会におけるこの間の議論を整理する。

(中略)

6. 給付の重点化・制度運営の効率化

医療費は増大する一方で、厳しい経済情勢を反映し、保険財政は非常に厳しい現状にある。また、今後は、更なる高齢化の進展、医療の高度化、医療提供体制の機能強化等により、医療費が増加することが見込まれている。このような中、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な医療保険制度とするためには、必要な機能の充実は図りつつ、給付の重点化・制度運営の効率化も併せて行っていくことが必要である。

成案においても、このような観点から、重点化・効率化を同時に実施することとされており、受診時定額負担のほか、次のような項目が盛り込まれており、議論を行った。

このほか、行政刷新会議等においても、給付の重点化・制度運営の効率化に関する施策が求められている。

(中略)

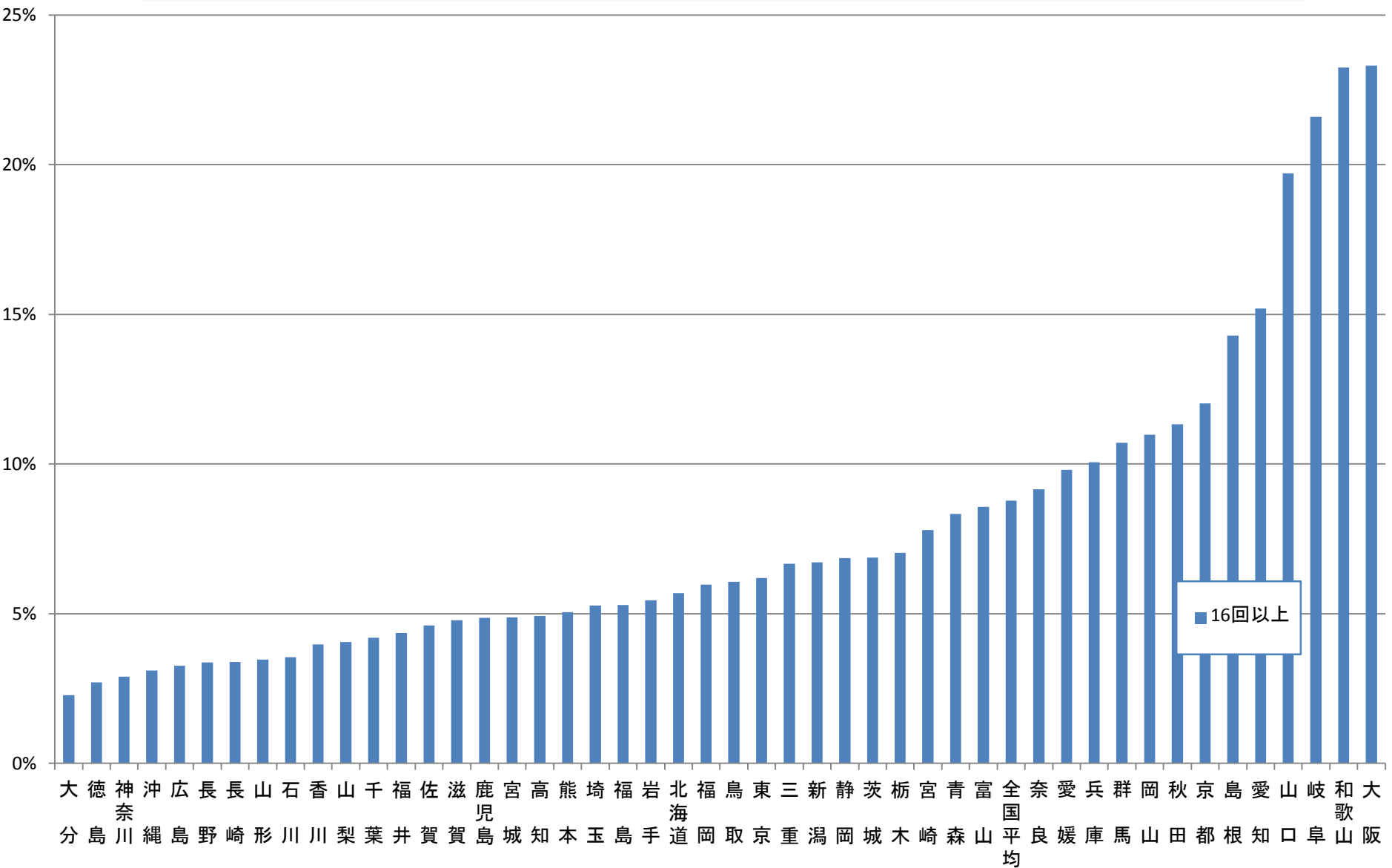
(療養費の見直し)

○ 柔道整復等の療養費について、審査体制の強化などその適正な支給を求める意見が多かったこと、会計検査院等からも指摘を受けていること、療養費は国民医療費の伸びを近年上回って増加している現状などを踏まえ、平成24年療養費改定において適正化するとともに、関係者による検討会を設け、中・長期的な視点に立って、柔道整復療養費等の在り方の見直しを行う。

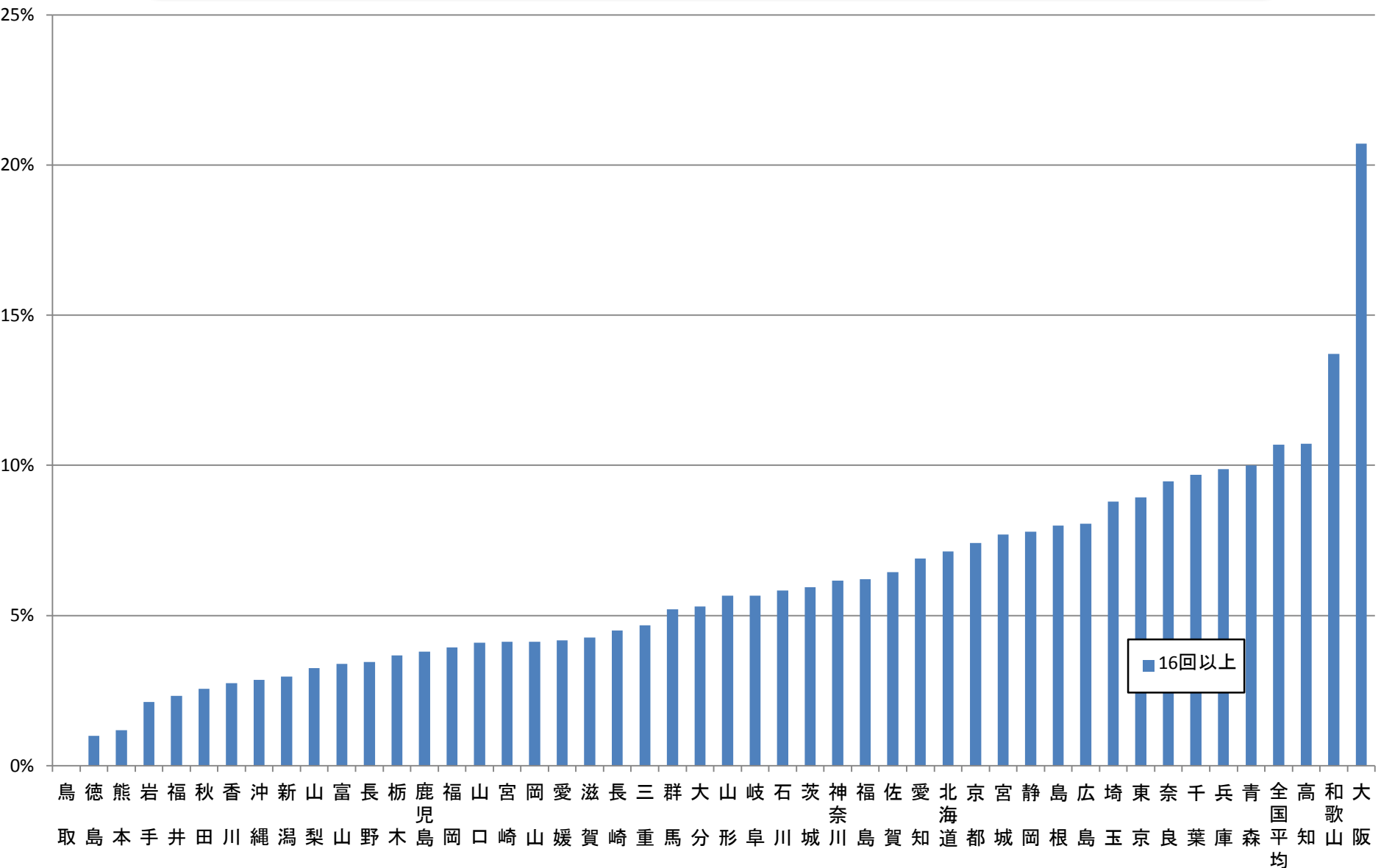
(中略)

以上のほか、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、産休期間中の保険料免除といった年金改革とともに進めていくべき課題もある。当部会として意見の隔たりがあった点もあるが、社会保障・税一体改革は喫緊の課題であり、厚生労働省においては、当部会における種々の意見に十分に留意しつつ、改革を進められたい。

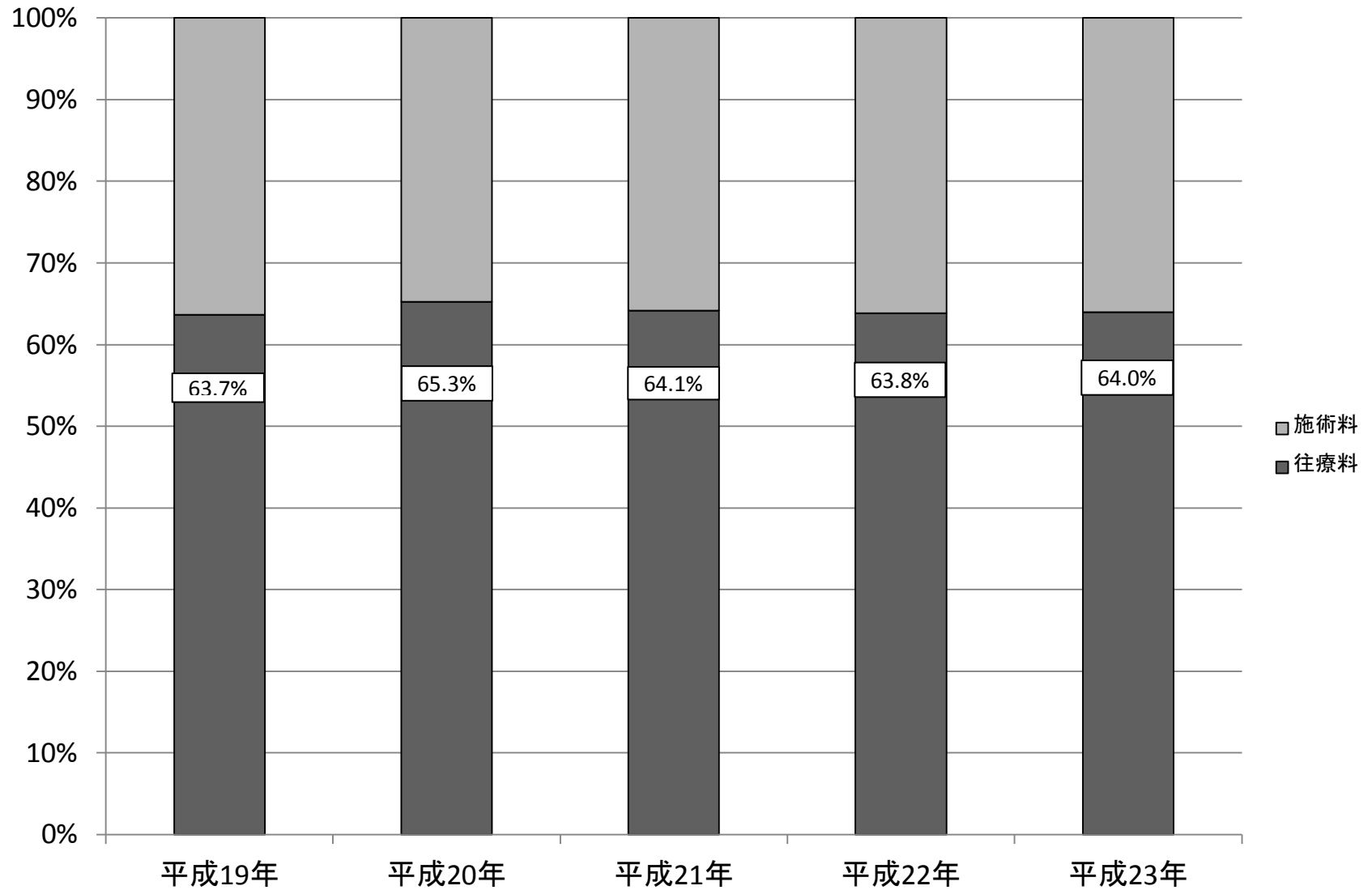
あん摩マッサージ指圧療養費 都道府県別の施術回数(月16回以上)割合 (平成23年10月)



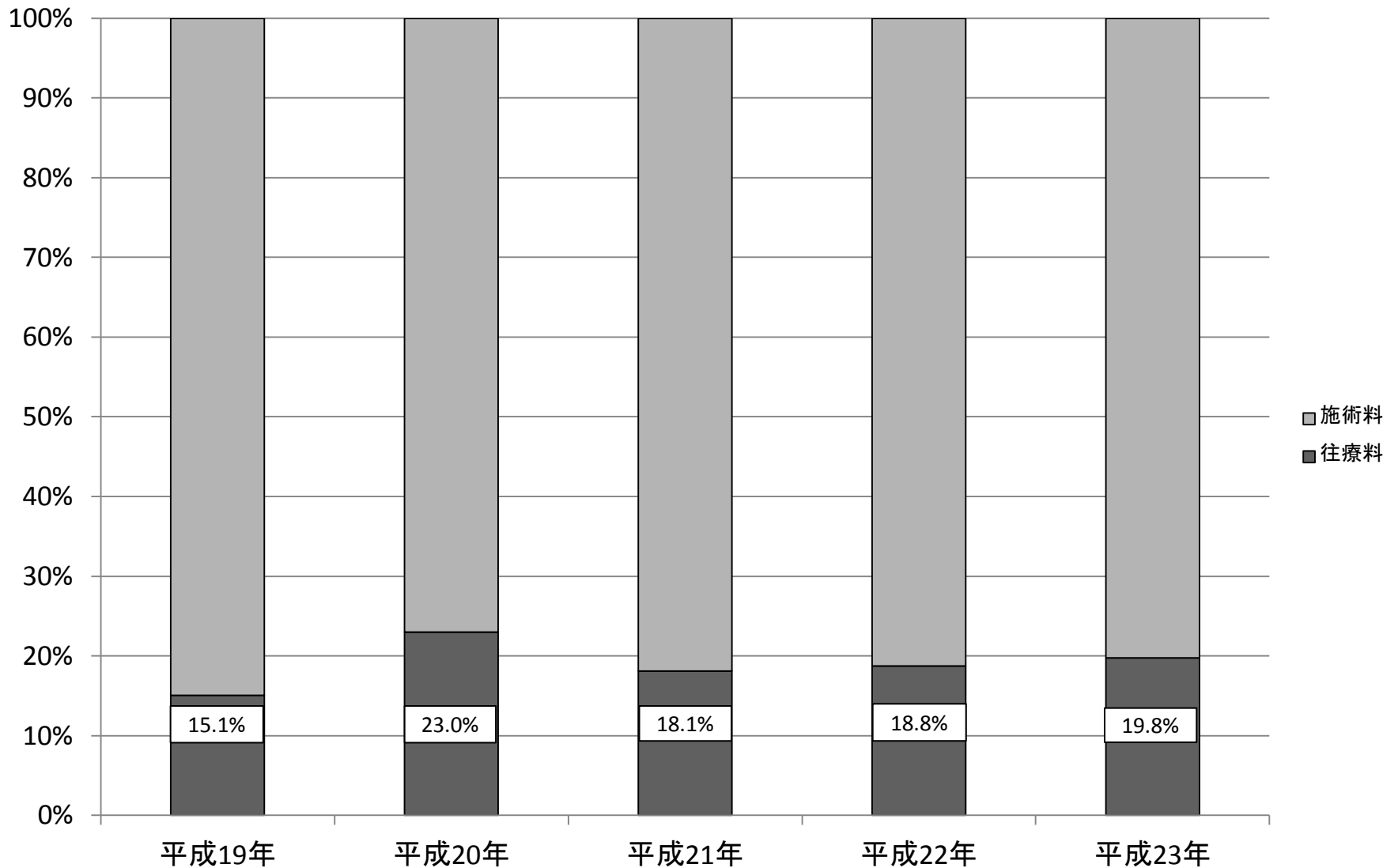
はりきゅう療養費 都道府県別の施術回数(月16回以上)割合 (平成23年10月)



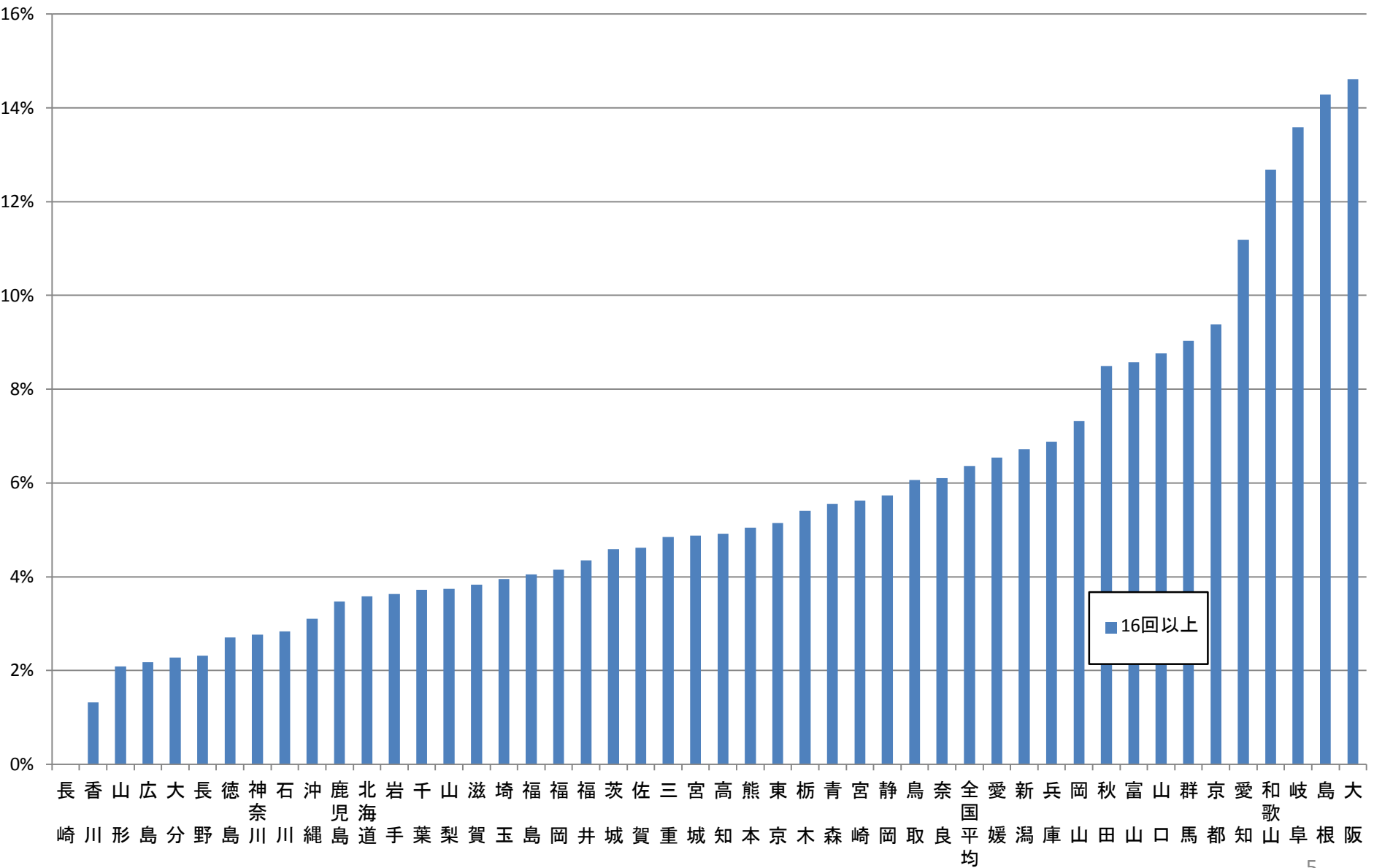
あん摩マッサージ指圧療養費のうち往療料が占める割合(各年10月)



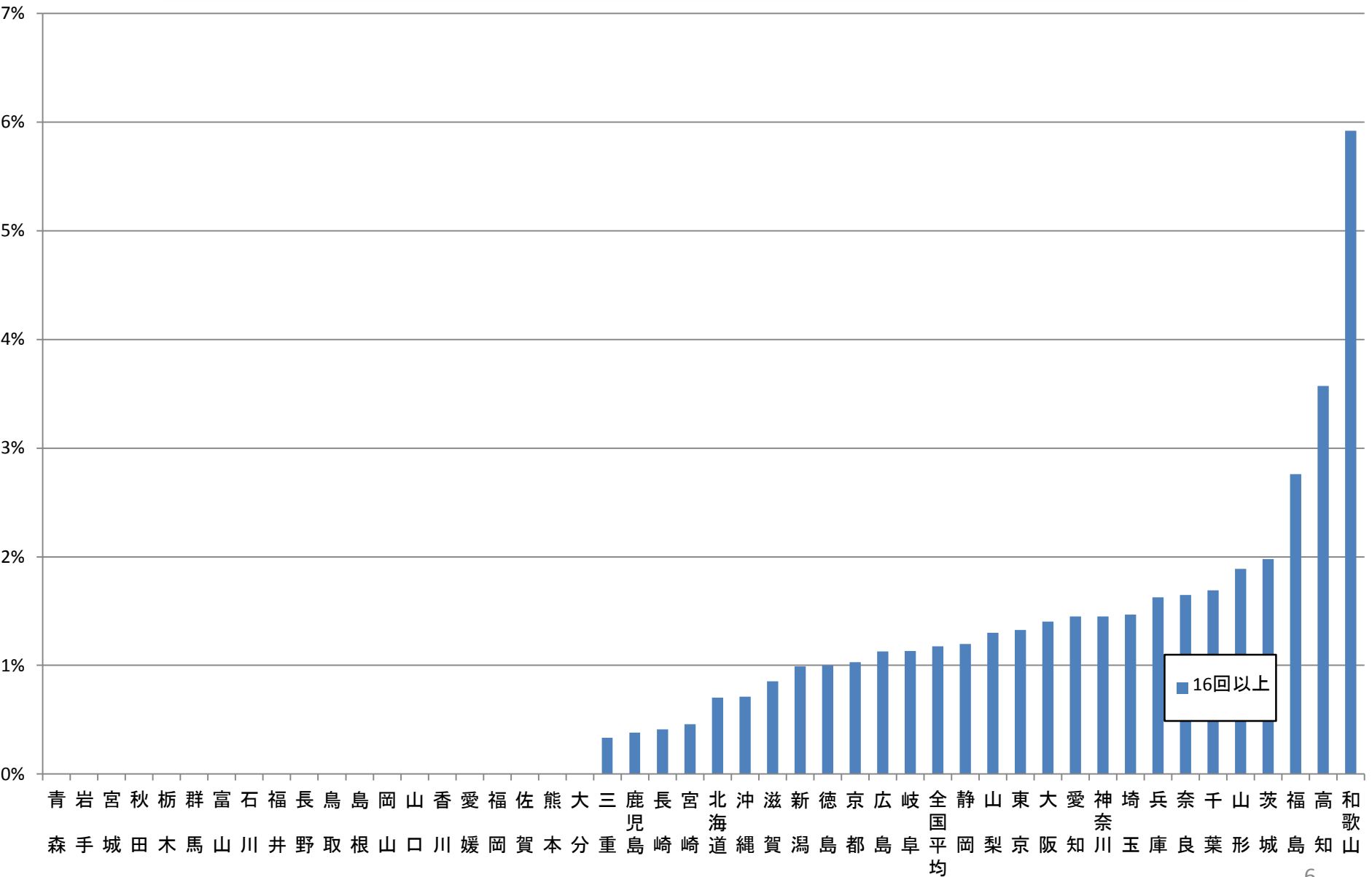
はりきゅう療養費のうち往療料が占める割合(各年10月)



あん摩マッサージ指圧療養費 都道府県別の往療回数(月16回以上)割合 (平成23年10月)



はりきゅう療養費 都道府県別の往療回数(月16回以上)割合 (平成23年10月)



はり・きゅう、あん摩マッサージ療養費改定の推移

区 分		平成10年7月	平成12年6月	平成14年6月	平成16年6月	平成18年6月	平成20年6月	平成22年6月	現行	
改定率		0.7%	1.0%	△0.65%	0.0%	△0.75%	0.21%	0.15%	-	
はり・きゅう	1術 (電気針、電気温灸器使用の場合標記価格+30円が料金となる)	初回	2,150円 → 2,170円 (+ 20円)	2,170円 → 2,300円 (+ 130円)			2,300円 → 2,330円 (+ 30円)	【初検料】1,405円 (+ 270円)	1,405円	
		その他	1,150円 → 1,170円 (+ 20円)	1,170円 → 1,200円 (+ 130円)	1,200円 → 1,190円 (△ 10円)			1,190円 → 1,195円 (+ 5円)	【施術料】1,195円 【電療料】30円	1,195円 30円
	2術 (電気針、電気温灸器使用の場合標記価格+30円が料金となる)	初回	2,530円 → 2,540円 (+ 10円)	2,540円 → 2,650円 (+ 110円)			2,650円 → 2,680円 (+ 30円)	【初検料】1,455円 (+ 270円)	1,455円	
		その他	1,480円 → 1,490円 (+ 10円)	1,490円 → 1,500円 (+ 110円)	1,500円 → 1,490円 (△ 10円)			1,490円 → 1,495円 (+ 5円)	【施術料】1,495円 【電療料】30円	1,495円 30円
	往療料				1,900円 → 1,875円 (△ 5円)		1,875円 → 1,870円 (△ 5円) ※1	1,870円 → 1,860円 (△ 10円) ※1		1,860円
改定率		0.6%	0.9%	△0.65%	0.0%	△0.75%	0.21%	0.15%	-	
マッサーヂ	施術料(1局所)		200円 → 220円 (+ 20円)	220円 → 240円 (+ 20円)			240円 → 250円 (+ 10円)	250円 → 255円 (+ 5円)	255円 → 260円 (+ 5円)	260円
	温罨法を併施した場合 (電気器具使用の場合、標記価格+30円が料金となる。)						80円 → 70円 (+ 10円)			70円
	変形徒手矯正術(1局所)			500円 → 520円 (+ 20円)			520円 → 530円 (+ 10円)		530円 → 535円 (+ 5円)	535円
	往療料				1,900円 → 1,875円 (△ 5円)		1,875円 → 1,870円 (△ 5円) ※1	1,870円 → 1,860円 (△ 10円) ※1		1,860円

※1 8km超えは一律2,400円を加算する。